

中札内村若者世代奨学金返還支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年層の移住・定住を促進するため、奨学金の返済に係る経済的負担及び雇用の安定等を考慮して、民間就業者等の奨学金返済に係る負担軽減の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金

- ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- イ 都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金
- ウ その他村長が認める奨学金

(2) 事業所等 個人又は法人であつて、事務所、店舗、工場その他事業に供する施設を有するものをいう。

(3) 就業者

- ア 常時雇用される者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）
- イ 個人で事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）

(4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学院、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校及び高等学校をいう。

(5) 村税等 住民登録をしている市町村の税条例に規定する税及び国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税及び市町村に納付すべき各種使用料をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。なお、いずれかの要件を満たさなくなった場合は、要件を満たしていた最後の日が属する月をもって終了する。

- (1) 大学等に就学のために貸与を受けた奨学金の返還を行っていること。
- (2) 令和7年4月1日以降に大学等を卒業した者
- (3) 令和8年3月1日以降に本村に転入または居住を移し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民票に記載された日から9か月を経過している者で、5年以上継続して居住する見込みである者。ただし、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (4) 令和8年4月1日以降に十勝管内の事業所等に正規に雇用等されている就業者
 - (5) 第6条の規定による申請を行う年度の4月1日時点において25歳以下の者
 - (6) 村税等を滞納していないこと。
 - (7) 他の奨学金等の返還補助を受けていないこと。
 - (8) 中札内村暴力団排除条例（平成25年条例第2号）第2条に規定する暴力団員でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員は、支援対象者から除くものとする。

（交付対象期間）

第4条 交付対象期間は、助成金の交付対象となった最初の月から起算して60月を限度とする。

（助成額）

第5条 助成金の額は、年度内に返還する奨学金の額以内とし、村内事業所等への就業者は月額20,000円、年額240,000円を限度とし、村外事業所等への就業者は月額18,000円、年額216,000円を限度とする。

- 2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（承認申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ村長に中札内村若者世代奨学金返還支援助成金交付対象承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 納税証明書
- (2) 返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
- (3) 雇用証明書（様式第2号）
- (4) 卒業証明書若しくは卒業証書の写し又はこれらに準ずるもの
- (5) その他村長が必要と認める書類

（承認の決定）

第7条 村長は、前条の規定により提出された中札内村若者世代奨学金返還支援助成金交付対象承認申請書を審査し、承認することが適当と認めた場合は、中札内村若者世代奨学金返還支援助成金交付対象承認通知書（様式第3号）を交付し、承認しないことを決定した場合は、中札内村若者世代奨学金返還支援助成金交付対象不承認通知書（様式第

4号)を交付する。

(助成金の交付申請)

第8条 前条の規定により承認を受けた者で助成金の交付を受けようとする者は、村長に中札内村若者世代奨学金返還支援助成金交付申請書(様式第5号)に次の書類を添えて申請するものとする。

- (1) 納税証明書
- (2) 期間内に返還した奨学金の額を証するもの
- (3) 就労証明書(様式第6号)
- (4) 行政区費の支払いを確認できる書類
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 前項の助成金交付申請は、次に掲げる時期に行うものとする。

- (1) 前期(4月分から9月分) 10月末日まで
- (2) 後期(10月分から3月分) 4月末日まで

3 交付対象者とされた者が前項で定める各期中途で対象者でなくなった場合においても、前項の規定に基づき交付の申請を行うものとする。

(助成金の交付決定及び通知)

第9条 村長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかに中札内村若者世代奨学金返還支援助成金交付決定通知書(様式第7号)により、交付対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成金の交付は、交付対象者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し等)

第11条 村長は、助成金の決定を受けた交付対象者が、次の各号に掲げる事由に該当したときは、中札内村若者世代奨学金返還支援助成金交付取消通知書(様式第8号)により助成金交付の決定の全部又は一部を取消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、中札内村若者世代奨学金返還支援助成金返還命令書(様式第9号)により返還を命ずるものとする。ただし、病気、災害等その他やむを得ない事情として村長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき
- (2) 交付することが不相当と認められる事実があったとき

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、中札内村補助金等交付規則（平成 14 年規則第 21 号）によるほか、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。